第７号様式（第９条関係）
（その１）

収支報告書（平成２５年分）

（平成　　年　　月　　日開催パーティー分）

※該当箇所に ☑ をすること

＊１～４は提出日現在の内容を記入

（ふりがな）　いしぜきたかしをそだてるかい

1 政治団体の名称　石関たかしを育てる会

2 主たる事務所の所在地　群馬県伊勢崎市宗高町82-1

3 代表者の氏名　石関貴史

4 会計責任者の氏名　山越清彦

（受付印）



政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑	その他の政治団体（資金管理団体を含む）
☐	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐	２以上の都道府県の区域等
☑	群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

田島國彦

（電話連絡先）

090-4815-4347

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有　　☑ 無

＊以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類　　（現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

＊国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　石関貴史

公職の種類　衆議院議員　（現）・候

（選管使用欄）

受付	確認	番号
		3045

資金管理団体の指定の期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	0
（前年からの繰越額）＊前年の収支報告書から転記	0
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費　＊会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0 人

(2) 寄　附　＊本部・支部間の交付金は含まれない→（その５）に計上

政党（支部を含む）及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	（その７）に内訳を記載
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	（その７）に内訳を記載
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	（その７）に内訳を記載
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	（その８）に内訳を記載
イ　政党匿名寄附	0	（その９）に内訳を記載
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その１７）

資　産　等　の　状　況

１　資産等の総括表

＊すべての項目について「有」又は「無」に ☑ を入れること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

＊「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

＊添付したものに ☑ を入れること

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　２６　年　　１　月　３１　日

政治団体の名称　**石関たかしを育てる会**

会計責任者の氏名　**山越 清彦**

＊代表者については解散時のみ記入（通常は不要）

代表者の氏名　　㊞

政治資金監査報告書

平成 26 年 1 月 30 日

石関たかしを育てる会
代表　石関貴史殿

登録政治資金監査人　四方 浩
登 録 番 号　第 3053 号
研修終了年月日　平成 21 年 11 月 27 日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、石関たかしを育てる会の平成 25 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリングを通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認でき、さらに作業スペースの不足、補助者の確保の観点から登録政治資金監査人の事務所（京都市中京区西洞院通三条下る柳水町 71-1　菅原ビル 301 号）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、石関たかしを育てる会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

（2）　法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3　業務制限

石関たかしを育てる会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。
また、石関たかしを育てる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上